

配置予定の技術者に関する調書

案件番号	
------	--

経營業務管理責任者	(役職名)	(氏名)
-----------	-------	------

◎ 法第7条第1項・法第15条第1項 ※ 【作成上の注意事項】2・3・4を必ずご確認ください。

営業所技術者（特定営業所技術者）	(役職名)	(氏名)
------------------	-------	------

◎ 法第7条第2項・法第15条第2項 ※ 【作成上の注意事項】2・3・4を必ずご確認ください。

■ 現場代理人

氏	名		生年月日	年	月	日
雇	用	年	月	日	年	月
現在 担当 する 他の 工事	①	案件番号		履行名称		
		請 負 代 金 額	円（税込み）			
		工 期	年 月 日 から 年 月 日			
	②	案件番号		履行名称		
		請 負 代 金 額	円（税込み）			
		工 期	年 月 日 から 年 月 日			

☐ 主任技術者 ☐ 専任の主任技術者 ☐ 監理技術者

氏	名		生年月日	年	月	日
雇	用	年	月	日	年	月
資 格	名 称					
	免 状 又 は 認 定 番 号		取得年月日	年	月	日
監理技術者 (注1)	資格者証有効期間	年 月 日 から 年 月 日				
	講習有効期間	年 月 日 から 年 12 月 31 日				
現在 担当 する 他の 工事	①	案件番号		履行名称		
		請 負 代 金 額	円（税込み）			
		工 期	年 月 日 から 年 月 日			
	②	案件番号		履行名称		
		請 負 代 金 額	円（税込み）			
		工 期	年 月 日 から 年 月 日			
工事 実績 (類似 工事)	工 事 名					
	発 注 機 関 名					
	請 負 代 金 額	円（税込み）				
	工 期	年 月 日 から 年 月 日				
	役 割					
	工 事 内 容					

(注1) 「監理技術者」は、監理技術者・監理技術者補佐（監理技術者の資格を有する）が配置される場合に記入すること。工期中に更新した場合は、更新後の監理技術者資格者証（表・裏）の写しを提出してください。

※ 裏面の作成上の注意事項を必ずお読みください。

【作成上の注意事項】

- 1 この調書は、案件ごとに作成し、建設業法第26条に基づき設置する主任技術者・監理技術者を記入すること。
 - 2 建設業許可申請における「経營業務の管理責任者」及び「営業所技術者」又は「特定営業所技術者」を記入すること。なお、営業所技術者（特定営業所技術者）は、落札候補となった案件の工種に係る者を記入すること。
 - 3 委任された営業所等で契約する場合、「経營業務の管理責任者」は、建設業法施行令第3条に規定される使用人を記載してください。また、「営業所技術者（特定営業所技術者）」も同様に、契約する営業所等の営業所技術者又は特定営業所技術者を記載してください。
 - 4 経營業務の管理責任者は、現場代理人又は専任案件の技術者には配置できません。また、営業所技術者（特定営業所技術者）は、現場代理人には配置できません。
 - 5 営業所技術者（特定営業所技術者）を専任案件の技術者に配置しようとする場合は、「営業所技術者等の兼務配置に関する調書」を提出すること。また、専任特例1号による場合は、「監理技術者等（専任特例1号）の兼務配置に関する調書」を提出すること。
◎いずれの場合もあらかじめ契約検査課に確認を行ってください。
 - 6 現場代理人は、その資格等についての規定はありませんが、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うことができる者を配置すること。ただし、あらかじめ兼務が認められた案件については、「現場代理人の常駐義務の緩和措置の試行について」（太田市ホームページに掲載）を遵守した配置であること。
 なお、現場代理人は、同一工事の主任技術者又は監理技術者との兼務は可能です。
 - 7 配置予定技術者について、☐主任技術者 ☐専任の主任技術者 ☐監理技術者 いずれかにチェックをつけること。
 - 8 「資格」欄・「監理技術者」欄
 - ① 配置主任技術者については、国家資格等の資格名「例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士」を記入し、資格を証する免状、登録証等の写しを添付すること。
 - ② 建設業法第7条第2号イ、ロに該当する者については、「実務経験者」（建設業法第7条第2号イ）又は「実務経験者」（建設業法第7条第2号ロ）と記入し、同法第15条第2号ハに該当するものについては「大臣認定者」（建設業法第15条第2号ハ）と記入し、各々「実務経験証明書」又は「大臣認定証の写し」を添付すること。
 - ③ 監理技術者を配置する場合は、「資格」欄に加え「監理技術者」欄に資格者証有効期間及び講習有効期間（受講日の属する年の翌年1月1日から起算して5年間有効なので有効期限は12月31日まで）を記入し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
 ただし、監理技術者講習修了履歴が記載された「監理技術者資格者証」を取得している場合は、その写しを添付すること。
- ※専任特例2号を活用する場合には、専任で配置される監理技術者補佐の調書も提出が必要です。
- 9 「現在担当する他の工事」欄
 - ① 請負代金額が200万円超の公共工事をすべて記入すること。また、現在担当する工事がない場合は、「なし」と記入すること。
 - ② 「案件番号」は、太田市発注案件について記入し、太田市以外の発注案件については無記入とすること。
 - ③ 現場代理人については、あらかじめ兼務が認められた案件について記入すること。
 - ④ 当該技術者が既に他の工事に配置されており、その完成を待って本工事に配置する場合は、その配置済工事について記入し、「完成届提出済」と併せて記入すること。
 - 10 「工事経験（類似工事）」欄には、公告において配置予定技術者の工事実績が入札参加資格要件とされている場合のみ記入し、JACICが発行する「登録内容確認書」等実績が確認できる書面を添付すること。なお、実績要件を必要としない案件については記入の必要はありません。
 - 11 「請負代金額」及び「工期」欄について、請負契約締結後に変更等が生じた場合は、変更後の内容を記入すること。
 - 12 技術者欄が不足する場合は、本調書を別葉で人数分作成すること。